

一般社団法人 日本液晶学会 虹彩賞規定

第1条 (目的)

本規定は、日本液晶学会討論会又は理事会が定める事業（以下「討論会等」という。）において優れたポスター講演を行った若手会員を一般社団法人日本液晶学会が表彰する「虹彩賞」（英文名称 JLCS Kousai Poster Award）に関して定める。

第2条 (対象者)

虹彩賞は、討論会等のポスター講演において、研究意欲に満ちた質の高い講演を行った者に授与する。虹彩賞の応募資格は日本液晶学会の会員（ただし、討論会等の開催期間中に入会した場合も応募資格を有するとする）であり、かつ満30歳に達する日が討論会等の開催年の4月1日以降の者とする。過去に虹彩賞を受賞したことのある者は審査対象としない。

第3条 (表彰件数)

虹彩賞の表彰件数は毎年、審査件数の10%程度とする。

第4条 (審査)

虹彩賞の選考は、虹彩賞選考委員会が行う。選考委員長は研究会担当理事とする。委員は委員長が任命する。審査は次の基準に基づいて行う。

- (1) プレゼンテーション技術のレベル
- (2) 質疑に対する受け答えの能力
- (3) 研究内容の理解レベル
- (4) 研究のオリジナリティー（応募者本人の研究ではないと判断される場合には、審査から除外する）
- (5) 考察の裏づけと考察の論理性

第5条 (表彰)

受賞者には、討論会等の会期中若しくは会期後に個人宛に、学会会長名で表彰状を授与する。また、学会誌「液晶」、および日本液晶学会ホームページにおいて、氏名およびポスターのタイトルを公表する。

第6条 (規定の改定)

本規定の改定は、理事会の決議による。

附則

1. 本規定は、平成28年4月16日より施行する。
2. 令和元年8月3日、理事会において改定を承認制定。
3. 令和2年8月14日、理事会において改定を承認制定。